

各金融団体代表者 殿

大蔵省銀行局長 寺村 信行

麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリング
の防止について

近年、麻薬等の薬物の不正取引が国際的に拡大しており、これに伴い不正取引から生じた収益のマネー・ローンダリング（以下「資金洗浄」という。）を防止するため、世界各国において各種の措置がとられてきたほか、国際連合等を中心に国際的な対策が検討されてきた。

注1) 本通達において「麻薬等の薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法により規制の対象となっている物質であつて、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら及び覚せい剤等をいう。

(2) 我が国において犯罪とされる「資金洗浄」は、薬物犯罪に係る不法収益等の取得、処分についての事実を偽装したり、不法収益等を隠匿したりすることと規定されている。

63年12月には、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」（以下「麻薬新条約」という。）が採択され、我が国も元年12月に本条約に署名したところである。

また、パーゼル銀行規制・監督委員会においても、63年12月に資金洗浄防止のために金融機関が遵守すべき倫理的な諸原則に関する声明（以下「諸原則に関する声明」という。）について参加各国の合意が得られ、我が国でも各金融機関において本声明に述べられている諸原則を経営上の基本方針の一つとして位置付けるとともに、これに沿って業務運営手続きの整備に努めるよう要請したところである。

更に、元年7月のアルシュサミットの経済宣言では、金融機関を資金洗浄のために利用することを防止する対策を検討するため、サミット参加国等をメンバーとする金融活動作業グループが設置され、検討が重ねられてきたが、2年2月に「資金洗浄に関する金融活動作業グループ全体報告書」（以下「作業グループ報告書」という。）がまとめられ、2年4月19日に公表された。

その後、3年10月に「麻薬新条約」及び「作業グループ報告書」の勧告を実施するための国内体制の整備の一環として、「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律」及び「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（以下「特例法」という。）、いわゆる「麻薬二法」（以下「麻薬二法」という。）が公布され、この特例法においては、資金洗浄の処罰規定及び薬物犯罪により得た不法収益等の没収規定が定められているほか、「疑わしい取引」について金融機関等にその取引内容を届け出（郵政大臣の記録義務）ることが規定されている。

また、この特例法の規定に基づいた「不法収益等に係る疑わしい取引の届出及び記録に関する政令」が本年5月に公布され、金融機関等の疑わしい取引に係る

届出及び記録を行うべき業務の範囲、当該届出及び記録を行うべき事項等が定められたところでもある。

(注) 本通達において「疑わしい取引」とは、金融機関等が当該業務において收受した財産が不法収益等である疑いがある場合又は当該業務に係る取引の相手方が当該取引に関し不法収益等隠匿罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合をいう。

我が国としては麻薬等の薬物に係る不正取引の防止に関する国際的な協調体制に積極的に協力するなどの観点から、「麻薬新条約」、「諸原則に関する声明」、「作業グループ報告書」を踏まえながら、金融機関等においては、2年10月から資金洗浄を防止するため本人確認等を実施するよう要請しているところであるが、「麻薬二法」の成立により国内体制の整備が図られたこともあって、行政としても金融機関等において下記の措置を実施し、本人確認等を更に徹底することが必要であると考えているので、この旨貴傘下金融機関に周知徹底方、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、平成2年6月28日付蔵銀第1700号「麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止について」通達は、廃止する。

記

1. 本人確認

(1) 顧客に対する周知・徹底

本人確認を行うに当たっては、顧客に対する十分な説明、営業店におけるポスターの掲示等の方法により、上記の趣旨についての顧客の理解を促進し、本人確認についての顧客の協力が得られるよう努めなければならない。

(2) 本人確認の方法等

口座の開設、貸金庫の貸与、保護預り、信託取引又は大口の現金取引を行う際には、公的又は他の信頼できる証明書類等に基づき本人確認を行わなければならない。

(3) 報告

各金融機関は、本人確認の未済状況を別に定めるところにより、半期毎に当局に報告するものとする。

2. 特に注意すべき取引

実質的にほとんど活動していない会社等(ペーパー・カンパニー等)を取引の相手方とする場合や、非合法的目的を推測させるような通常では生じない大口の取引又は特殊な取引については、特に注意を払うものとし、本人確認の過程等において調査した結果については、その記録を保存しなければならない。

3. 記録の保存

顧客の本人確認に関する記録、口座に関する記録等、国内及び国際的な取引に関するすべての必要な記録を少なくとも5年間保存しなければならない。

4. 裁判所及び捜査・取締機関への協力

麻薬等の薬物の不正取引の取締りに当たっては、裁判所及び捜査・取締機関に対して、法的に可能な限り協力しなければならない。

(注) 本通達において「捜査・取締機関」とは、検察庁、警察、税関及び麻薬取締官事務所等麻薬等の薬物の不正取引の取締りを執行する機関をいう。

5. 資金洗浄対策の開発

金融機関における資金洗浄対策を確立するため、効果的な資金洗浄対策の開発について、引き続き各業界団体等を中心に検討を進めるとともに、各金融機関においては、次に掲げる措置をとるなど資金洗浄対策の実施に努めなければ

ならない。

- (1) 資金洗浄対策についての知識の向上を図るための各種研修の実施
- (2) 資金洗浄対策に関する責任者の指名などの責任体制の確立
- (3) 資金洗浄対策を効果的に実施するための内部監査体制の整備

6. 海外支店及び海外現法

上記の措置については、海外、特に「作業グループ報告書」の勧告を適用していない国に所在する支店及び海外において設立された会社（全体の発行株式若しくは発行済株式の総数又は出資の総額の50%以上の数又は額を超えてこれらの会社の株式又は持分を保有する場合に限る。）においても、その実行が確保されるよう努力しなければならない。ただし、現地で適用される法及び規則がその実施を禁ずる場合には、その旨を当局に報告しなければならない。

麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止について

— [平 4.7.1 労発第 155号
大蔵省銀行局長・労働省労政局長発
全国労働金庫協会理事長宛]

[内容は同上]